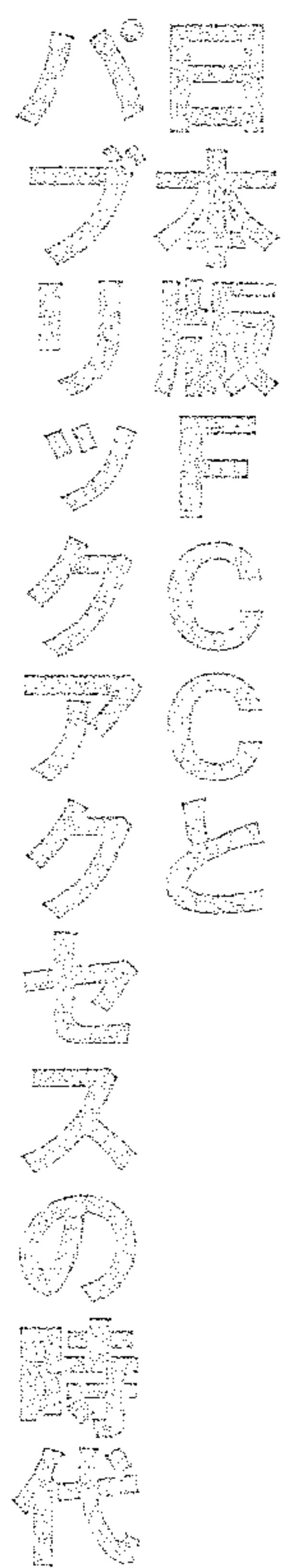


金山 勉
魚住真司
[編著]

featuring
Nicholas JOHNSON
Michael MARCUS

「知る権利と 伝える権利と のためのテレビ」



テレビにも
市民の声を

国民に知られなかつた原発事故の真実。
伝説の米FCC(連邦通信委員会)元委員は何を語つたか。
大震災後日本社会のメディアへの期待と挑戦!

[付] 日本のコミュニケーション行政機関をデザインする

マイケル・マークス

これは二〇一〇年七月五日に開催された同志社大学大学院アメリカ研究所での講演会での模様を発表原稿と録音をもとに、内容を整理・編集、日本語化したものである。その内容は前日に開催された日本マス・コミュニケーショん学会におけるワークショップと基本的には同じである。七月五日講演は発表時間に余裕があつたため解説が詳細なものとなつたが、本書は紙面の都合上、その全てを掲載していない。

マイケル・マークス (Michael MARCUS, Sc.D.)

一九四六年ボストン生まれ。電気工学博士（一九七一年マサチューセッツ工科大学）。米軍関連の技術系研究所勤務後、一九七九年から一〇〇四年までFCCの科学技術局、技術工学局、技術現業局の各所属部署にて上級職員(Chief)としてリーダーシップを發揮。またその間、東京大学先端科学技術センター客員研究員（一九九〇一九一年）、郵政省通信総合研究所客員研究員（一九九七—九九年度マンスフィールド・フェロー）として日本に滞在し、日本の通信ネットワーク状況や通信放送行政を調査・研究した。FCC在任中、Wi-Fi（無線LAN相互接続）規格を定めたことでも知られる。現在は Marcus Spectrum Solutions 社の代表として、米国内はもとよりEC（歐州共同体）や日本をはじめ諸外国で通信技術に関するコンサルタントや講演を引き受けしており、各国の通信放送行政に精通している。夫人は原子力工学で全米初の女性博士号取得者であるゲール・

マークス博士でNRC（米原子力規制委員会）での経験も豊富である。

皆様こんにちは。日本に戻れてうれしいです。三〇年前、初めて日本に来てから日本に住む機会がこれまで二度ありました。東大で研修を受け、一一年前には郵政省で研修を受ける機会に恵まれました。日本のコミュニケーション行政機関をデザインするにあたり、FCCと日本の郵政省に務めた経験のある者として、その内実に沿つた、実際的な視点を提供できたらと思います。本日話す内容は、あくまでも外国人の視点であり、最終的な判断は日本人の手にゆだねられるべきであります。その際見落とせないのは、日本はこれまでも外国の経験に学び、日本にあうようにそれを吸収してきたことです。

主要国の比較（法的権限の管轄など）

放送通信分野の行政機関については、国によつてさまざまになるとになっています（付表）。英国ではかつてさまざまな機関が通信放送行政にかかわっていましたが、三年前に統合され、OFCOM（オフコム）が誕生しました。OFCOMは電波帯域の分配など放送・通信を管轄しますが、R&D（研究開発や産業振興）にはお金を出しません。R&Dを除き、英国における通信放送の全ての側面を「コントロール」します。

ところでOFCOMが発足してから数カ月で講演を受けた際の私の感想は、OFCOMは困難にまきこまれるだろうな、ということでした。米FCCがそうであったように、もっぱら放送に翻弄され、他のコミュニケーションへの関与がおろそかになりつつあつたからです。

それは、放送はいまや古いメディアの一つですが、いまだに政治的な注目を浴びやすいからです。なぜなら放送はお金になりますし、実際のところ放送が人々に何を聴かせるか・視せるかを決めているからです。政治家には——特に日本のような一党支配が長年続いたような国では——、人々に聴いてほしくないようなこともあります。

付表 マーカスによる通信放送行政機関の主要国比較

国	機関名称	管轄	R&D*
英国	Ofcom (Office of Communications)	電波配分 (放送／通信)	なし
日本	総務省	電波配分 (放送／通信)	あり
カナダ	Industry Canada	電波配分 非放送免許 通信技術	あり
	CRTC (Canadian Radio-television & Telecommunications Commission) (カナダ・ラジオテレビ委員会)	放送 (所有・放送内容) 通信 (所有・料金規制)	なし
米国	FCC (Federal Communication Commission) (連邦通信委員会)	非政府電波利用 (放送／通信)	なし
	NTIA (National Telecommunications & Information Administration) (米電気通信情報局)	連邦政府電波利用	なし

* 研究開発への関与もしくは予算の有無

さて話を「主要国比較」に戻します。日本の総務省はR&Dに大きな予算を持ちます。またそれが行政指導を効力のあるものとしています。かつて日本では、インターネット関連の技術が導入されるのに時間がかかっていましたが、それは郵政省（当時）が投資した技術にとって脅威となるものだったからです。国民の税金を投入した技術分野が失敗に終わると、判断ミスを指摘されかねません。したがって、規制とR&Dを同時にを行う機関には問題があるのです。

* 電波利用料収入は年六百数十億円規模であり、その八割を携帯会社（携帯電話の利用者にも転嫁）が負担していると言われ、電

波の大口ユーザーとも言える放送局との負担格差が問題になっている。なお、電波利用料の導入当初（一九九三年）は携帯電話一台につき六〇〇円が徴収されていたが現在は二五〇円——魚住。

次にカナダの場合です。日本が必要としているのは、じつは「日本版FCC」ではなくて、おそらく「日本版CRTC」（カナダ・ラジオテレビ委員会）でしょう。カナダでは、二つの行政機関が役割分担しており、インダストリー・カナダ（Industry Canada）はR&Dにかかりますが、CRTCは放送行政やいくつかの通信行政を行うのみです。インダストリー・カナダは日本の経産省に似た組織ですが、CRTCは委員会です。日本の民主党がやりたかったことは、カナダのCRTCのようなものだつたと思います。私の経験上、放送行政は（専門の機関で実施しないと）組織に壊滅的なほどの大変さとなります。

さて米国にはFCCと、あまりその存在がめだたないNTIA（米電気通信情報局）があつて、前者は電波の民間使用と分配を担当し、後者は連邦政府関連の電波使用を管轄します。両者ともにR&Dからは距離を置いています。

委員会の透明性

FCCにしてもCRTCにしても、その委員はどういった人たちなのでしょう。賢者たちなのでしょうか、それとも政治的に中立な人物なのでしょうか。そんな人たちをそろえるのは、言葉の上ではできても実際はきわめて困難です。

そこで委員会の透明性です。FCCの透明性については、日本の行政に比べてきわめて高いものがあります。じつはそれは、委員会という「形態」に理由があると言うより（FCCの形態については、これまでおよそ一〇年周期で改革議論がまき起こってきたが、どのように形態を改革すればよいのか、過去の文献の示すところは

「行政委員会」、米国における全ての行政委員会が「庁」(agency) と共に適用される闇連法規（たとえば「一九四六年行政手続法」(APA = Administrative Procedures Act of 1946) 及び「一九七一年連邦政府諮問委員会法」(FACA = Federal Advisory Commission Act of 1972)）がそれを要請してくるからなのです。EPA（米環境保護庁）にしておける（米原子力規制委員会）ことでも、組織の構造は大きく異なりますが、求められる透明性は同じです。個人的には、（放送など）価値観や主觀がより大切な行政には「庁」が適していると思つてゐます。

法体系の違い

これはあなた方が法律家でもない限り重要視してくれないかもしませんが、米国がコモン・ロー（=判例法主義、英米法体系）の国であることは指摘しておかなければなりません。鷲生先生がいま手にしているFCCについての文献には巻末に六〇ページに及ぶ判例集が付いています。なぜでしょうか？ コモン・ローの国においては、それら判例が法を「拡張」(extend) するのです。これは日本とその他のシビル・ロー（=制定法主義、大陸法体系）の国々とは違つるもの。良いか悪いかはさておき、米国では法律の条文を読むだけでは済まされず、過去の判例も必要になります。英米法下においては、法律どころかはその上に記された条項も大事ですが、裁判所がどう解釈し判断するかがより重要です。

FCCを知るには、米国の行政手続法を勉強しておかなければなりませんが、それは日本の行政法とは内容的にかなり違うのです。FCCについては、その決定が裁判所によつて審査される」とがすなわち透明性の確保につながつているわけです。FCCは案件について決定を下す際、パブリックコメントなどを通してひろく一般からの意見を聞いてからでないと（11010年五月だけで二万件のパブリックコメントが寄せられた）、「適法な行政手続きを経た」と裁判所に認めてもらはず、決定が覆されるかもしません。さすがにそれは避けたいので、

FCCは努めて意思決定の過程を明らかにしておこうとするのです。

FCCによる決定に対しても、毎月五件ほど控訴審に提訴があります。FCC所属の弁護士は、そのたびにワシントンDCの控訴審に出かけて行きますし、年に数回は最高裁にも出廷します（だからといってFCCへの「異議申し立て」がその程度の件数で済んでいるわけではなく、FCCは恐らく年間三千件くらいの申し立てに対応している）。特に放送行政は政治がかからみます。どこかの離島からやつてきた賢者でもない限り、自身の判断から政治的傾向を完全に除去するのは無理です。ですから、これらはそのための仕組みなのです。ちなみに私が日本の郵政省に研修に来ていた頃、「直近の行政訴訟はいつでしたか？」と尋ねると「一〇年前」と答えが返ってきて驚きました。日本ではあまり異議申し立てがありませんね。

委員や職員の確保

日本版FCCを作るとして、委員や職員をどこから調達するかという問題があります。他の省庁や行政機関から出向を受け入れると、委員会の独立性に問題が生じます。日本政府における定期的な人事異動は、他の省庁や国際機関・私企業にもおよんており、それはそれで有益な面もありますが、日本版FCCのような行政機関にとってそれがよい結果を生むのかは検討の余地があります。

専属職員を雇うのでしょうか。アメリカの人々は、おおよそ数年で仕事を変えることが多く、人材は流動的で公募すれば確保できますが、終身雇用がまだ前提の日本ではうまくいかどうかわかりません。アメリカの大学生たちは、FCCなどの機関に履歴書を送付して、スタッフとして何年かキャリアを積んで、また別の仕事へと転じていきます。また、たいてい委員たちも数年でFCCを去りますし、その後は放つておかれます（委員たちも後の面倒を見てもらおうとは思っていません）。ニコラス・ジョンソンは七年余りFCC委員を務めたようですが、これはFCC委員としては「長期間」なのです。